大阪府立八尾支援学校　個人情報保護規程

制定　平成２４年１月１日
改正　令和　１年５月１日

１　目的

この規程は、大阪府個人情報保護条例に基づき、教育上の必要性から収集された、特定の個人を識別できる児童･生徒の個人情報を適正に取り扱い、保護するために基本的事項を定める。

２　個人情報の定義について

「個人情報」とは、「本校に在籍する、または、在籍した、すべての児童・生徒に関わる、たとえば、氏名、性別、生年月日、保護者・家族等（構成等)、健康及び障がいに関する情報、評価、進路、画像などの情報で、誰の情報かが特定できるすべてのもの」をさす。

３　個人情報の収集及び利用について

個人情報を収集する際には、収集目的を明示し、目的の範囲内に限り、直接、児童・生徒、あるいは保護者・家族等から収集すること。あるいは児童・生徒、保護者の同意を得て、他の機関から収集すること。利用については、その収集目的を逸脱しない範囲で行うこと。

（１） 本校が支援学校であることから、生育歴、障がいや特性、心身の状況などを収集することがあるが、取り扱いについては特に留意すること。
（２） 学校行事や授業等の教育活動の記録として収集するビデオ、写真等の画像については、年度当初に児童・生徒及び保護者に目的等の趣旨を説明し、十分な理解を得ること。

４　個人情報の提供について

外部機関等に個人情報を提供する場合、原則として、児童・生徒、あるいは保護者の同意を得た上で行い、管理職の了承を得ること。

（１） オンラインによる個人情報の提供は禁止する。統合 ICT ネットワークについては､｢統合 ICT ネットワーク管理及び運用ガイドライン」を遵守すること。
（２） 進路指導等で児童・生徒の個人情報を外部機関に提供することがあらかじめ予想される場合、その旨を事前に管理職に報告し、児童・生徒、あるいは保護者の同意を得ること。
（３） 指導上、緊急を要して、児童・生徒の個人情報を外部機関に提供した場合、管理職に必ず事後報告を行うこと。また、その際、提出先の個人情報管理について確認をとること。
（４） 研究授業、研究誌等で、事例報告を行う場合、その児童・生徒の氏名は公表せず、記号等を使用する配慮を行うこと。
（５） 学校行事や授業等の教育活動を記録したビデオ、写真等の画像の提供については、撮影されている全ての児童・生徒、あるいは保護者の同意を得ること。

５　個人情報の保護・管理について

個人情報については、適切かつ厳重に管理すること。個人情報の漏洩・改ざん・紛失等を防

止する対策を実施し、その維持・改善に努めること。

（１） 個人情報をコンピュータ処理する場合、原則統合 ICT ネットワークに接続されているコンピュータを使用する（「統合 ICT ネットワーク管理及び運用ガイドライン」に準ずる）

（２） 処理されたデータは、統合 ICT ネットワーク上の個人用フォルダ（T ドライブ）又は学校共有フォルダ（S ドライブ）、NAS(ネットワークに対応した外付けハードディスク)と、管理職によって許可された外部記憶装置のみに記録し、パソコン本体のハードディスクには記録しないこと。

（３） 管理職によって許可された外部記憶装置の管理には特に注意し、他の場所に持ち出さないこと。特に、バックアップ機能については注意し、その機能を無効にしておくことが望ましい。

（４） 個人情報を持ち出す必要が生じた場合

個人情報外部持ち出し申請書等を提出の上、管理職の許可を得ること。

６　個人情報の開示について

本人もしくは保護者による自己の個人情報の開示請求に対しては、開示することを原則とするが、最終的な開示・非開示の決定は校長が行う。

７　保存期間について

原則として、文書・画像等のデータは、担任・学年主任・担当者による保存期間をその児童・生徒の在籍期間内とし、必要に応じて期間を延長してもよいものとする。

ただし、学校周年行事に向けた記録は、総務部・部主事・管理職による保存期間を 10 年間とする。

その他の保存期間は、別に定める「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順の運用」に記載のとおりとする。

８　個人情報の廃棄について

保存期間の終了及び保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去すること。

（１）個人情報文書等の廃棄にあたっては、シュレッダー等により復元不可能な状態とすること。

（２）特に、管理職によって許可された外部記憶装置等はデータを完全消去すること。

９　その他

校内におけるコンピュータを活用した個人情報の扱いについては、「大阪府学校情報ネットワーク管理運用ガイドライン」「統合 ICT ネットワーク管理及び運用ガイドライン」に準ずる。

１０　附則

（１）この規定は、平成２４年１月１日から施行する。

（２）この規定は、平成３０年５月１日から施行する。

（３）この規定は、令和１年５月１日から施行する。